

札障第 21455 号  
令和 3 年（2021 年）9 月 28 日

指定放課後等デイサービス事業所  
管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

### 放課後等デイサービスにおける基本報酬の取扱いについて

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小・中学校等が分散登校や午前又は午後のみでの登校等（以下「分散登校等」という。）を実施した際の基本報酬の取扱いが示されました。

つきましては、札幌市における取扱いを下記のとおり定めましたので、請求にあたってご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 放課後等デイサービスの基本報酬の取扱い

小・中学校等が分散登校等を実施している場合において、放課後等デイサービスを通常の授業の終了後の利用開始予定時間より前から利用する児童については、令和 3 年 9 月サービス提供分から、学校休業日の利用に該当するものとして、学校休業日の基本報酬により請求することを可能とする。

#### 2 留意事項

- (1) この取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、小・中学校等が分散登校等を実施している場合に限定されるものであり、他の理由により利用開始時間が早まった児童がいた場合については、通常の授業終了後の基本報酬で算定してください。
- (2) 同日に、通常の授業の終了後の利用開始時間から利用する児童と利用開始時間より前から利用する児童が混在する場合においても、上記理由により、利用開始時間が早まった児童についてのみ適用されるものであることにご留意ください。

- (3) 上記取扱いに該当する場合で、既の実績記録票において提供形態「1」（授業の終了後）として保護者から確認を得ている日の分については、保護者に休業日の基本報酬となる旨を説明していただいた上で、実績記録票を修正していただきますようお願いいたします。
- (4) 上記取扱いを変更又は終了する場合は、別途通知いたします。

### 3 添付資料

「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ & A  
について（令和3年9月22日版）」（令和3年9月22日厚生労働省事務連絡）・・・別添

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------